

令和 8 年 8 月 3 1 日開会

川越市議会第 4 回定例会議案

議 案 目 次

議案第 5 9 号	令和 7 年度川越市水道事業の利益の処分について・・・・・・・・・・	1
議案第 6 0 号	令和 7 年度川越市公共下水道事業の利益の処分について・・・・・・	2
議案第 6 1 号	令和 7 年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について・・・・・・	3
議案第 6 2 号	令和 7 年度川越市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第 6 3 号	令和 7 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第 6 4 号	令和 7 年度川越市歯科診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第 6 5 号	令和 7 年度川越市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7
議案第 6 6 号	令和 7 年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出 決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議案第 6 7 号	令和 7 年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計歳入歳出 決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議案第 6 8 号	令和 7 年度川越市水道事業会計決算認定について・・・・・・・・・・	1 0
議案第 6 9 号	令和 7 年度川越市公共下水道事業会計決算認定について・・・・・・	1 1
議案第 7 0 号	令和 7 年度川越市農業集落排水事業会計決算認定について・・・・	1 2
議案第 7 1 号	川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・	1 3
議案第 7 2 号	川越市法定外税導入検討委員会条例を定めることについて・・・・	1 4
議案第 7 3 号	川越市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を定めることに ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
議案第 7 4 号	川越市市民センター条例の一部を改正する条例を定めることについ て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
議案第 7 5 号	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の 一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・	1 8
議案第 7 6 号	川越市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例を定め ることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3

議案第 77 号	川越市都市景観条例の一部を改正する条例を定めることについて・	24
議案第 78 号	川越市都市公園条例の一部を改正する条例を定めることについて・	25
議案第 79 号	川越市学童保育室条例の一部を改正する条例を定めることについて	29
議案第 80 号	川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正する 条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	31
議案第 81 号	川越市みよしの支援センター改築等工事請負契約について・・・・	33
議案第 82 号	ディーゼルエンジン塵芥車の取得について・・・・・・・・	41
議案第 83 号	川越市道路線の認定について（開発行為）・・・・・・・・	43
議案第 84 号	令和 8 年度川越市一般会計補正予算（第 2 号）	} 別 冊
議案第 85 号	令和 8 年度川越市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議案第 86 号	令和 8 年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	

議案第 5 9 号

令和 7 年度川越市水道事業の利益の処分について

令和 7 年度川越市水道事業の未処分利益剰余金 1, 7 8 1, 5 7 8, 5 7 4 円のうち、4 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れ、2 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に、2 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てることについて、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

提 案 理 由

令和 7 年度川越市水道事業において生じた利益の処分を行うため、このように措置する必要がある。

議案第 6 0 号

令和 7 年度川越市公共下水道事業の利益の処分について

令和 7 年度川越市公共下水道事業の未処分利益剰余金 1, 0 2 0, 8 7 1, 4 2 5 円のうち、4 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

提 案 理 由

令和 7 年度川越市公共下水道事業において生じた利益の処分を行うため、このように措置する必要がある。

議案第 6 1 号

令和 7 年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度川越市一般会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 6 2 号

令和 7 年度川越市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度川越市国民健康
保険事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議
会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 6 3 号

令和 7 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 6 4 号

令和 7 年度川越市歯科診療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度川越市歯科診療事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 6 5 号

令和 7 年度川越市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度川越市介護保険事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 6 6 号

令和 7 年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入
歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度川越市母子父子
寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意
見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 6 7 号

令和 7 年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計歳入
歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度川越市川越駅東
口公共地下駐車場事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意
見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 6 8 号

令和 7 年度川越市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度川越市水道事業会計決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 6 9 号

令和 7 年度川越市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度川越市公共下水道事業会計決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 7 0 号

令和 7 年度川越市農業集落排水事業会計決算認定について

地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度川越市農業集落排水事業会計決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 7 1 号

川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 3 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 執行機関の部公平委員会の項中「年額」を「日額」に、「81,900 円」を「17,000 円」に、「66,800 円」を「15,000 円」に改め、同部固定資産評価審査委員会の項中「9,000 円」を「15,000 円」に、「8,000 円」を「12,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

特別職の職員で非常勤のものの報酬を見直すため、このように措置する必要がある。

議案第 7 2 号

川越市法定外税導入検討委員会条例を定めることについて

川越市法定外税導入検討委員会条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市法定外税導入検討委員会条例

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、法定外税の導入に関する事項について検討するため、川越市法定外税導入検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 1 0 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係事業者の代表者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

川越市法定外税導入検討委員会を設置するため、このように措置する必要がある。

議案第 73 号

川越市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 31 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

川越市認可地縁団体印鑑条例（平成 8 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 5 条中「に規定する」を「の規定による」に、「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に、「以下」を「第 11 条第 2 項において」に改める。

第 8 条中「第 260 条の 2 第 11 項」の次に「又は省令第 18 条の 3 第 7 項」を加える。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

議案第 7 4 号

川越市市民センター条例の一部を改正する条例を定めることに
ついて

川越市市民センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市市民センター条例の一部を改正する条例

川越市市民センター条例（平成 2 6 年条例第 2 号）の一部を次のように
改正する。

別表川越市芳野市民センターの項中「川越市大字北田島 1 1 9 番地 2」
を「川越市大字北田島 1 4 4 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

川越市芳野市民センターの移転をするため、このように措置する必要がある。

議案第 7 5 号

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例を定めることについて

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例

(川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第 1 条 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 2 4 年条例第 5 3 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 1 項中「次条第 1 項」の次に「、第 8 条」を加える。

第 8 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 8 条 児童福祉施設の設置者は、法第 4 5 条第 7 項において準用する
法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等 (学
校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止
等のための措置に関する法律 (令和 6 年法律第 6 9 号) 第 2 条第 2 項
に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。) を
防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護す
るため、児童等対象業務従事者 (児童と接する業務に従事する者のう
ち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するも

のをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条の3の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第3条の4 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第64号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等

の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第4条 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第6条」を「第5条」に改める。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第19条 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「及び第47条」を削る。

第84条、第85条、第97条及び第102条中「第46条まで、第48条から」を削る。

（川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条におい

て同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、このように措置する必要がある。

議案第 7 6 号

川越市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例を
定めることについて

川越市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

川越市行政財産の使用料に関する条例（平成 4 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 昼間の部使用時間が 3 0 分を超え 1 時間以内の場合の項中「4 0 0 円」を「6 0 0 円」に改め、同部使用時間が 1 時間を超える場合の項中「1 0 0 円」を「1 5 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

川越市役所南側来庁者用駐車場及び川越市役所北側来庁者用駐車場の休日等の昼間における使用料の額を見直すため、このように措置する必要がある。

議案第 77 号

川越市都市景観条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市都市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 31 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市都市景観条例の一部を改正する条例

川越市都市景観条例（平成 26 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「第 16 条第 7 項各号」を「第 16 条第 8 項各号」に改める。

第 7 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改め、同条第 3 号中「又は色彩の変更（以下）」を「若しくは色彩の変更（次号において）」に改める。

第 8 条中「同条第 7 項各号」を「同条第 8 項各号」に改める。

第 15 条の見出しを「（景観整備推進法人の指定）」に改め、同条第 1 項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提 案 理 由

景観法の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

議案第 78 号

川越市都市公園条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 31 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市都市公園条例の一部を改正する条例

川越市都市公園条例（平成 17 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項中「限る」の次に「。第 29 条第 1 項において同じ」を加える。

第 29 条第 1 項中「第 17 条第 2 項」を「第 17 条」に改め、「かかわらず、」の次に「第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の許可（第 3 項において「行為許可」という。）（なぐわし公園に係るものに限る。）を受けた者又は」を、「以下」の次に「この条において」を加え、同条第 3 項中「は、」の次に「別表第 2 に定める行為許可に係る使用料及び」を加え、「及び附帯設備」を「（附帯設備を含む。）」に改める。

別表第 2 中「第 17 条」の次に「、第 29 条」を加える。

別表第 3 のうち第 2 号の表テニスコートの部テニスコート（1 面 2 時間につき）の款市内居住者の項中「400 円」を「600 円」に、「200 円」を「300 円」に改め、同款市外居住者の項中「800 円」を「1,200 円」に改め、同部壁打練習コート（1 面 1 時間につき）の款市内居住者の項中「100 円」を「200 円」に、「50 円」を「100 円」に改め、同款市外居住者の項中「200 円」を「400 円」に改める。

別表第3のうち第5号アの表メインアリーナの部全面の項中「4, 000円」を「9, 900円」に改め、同部3分の2面の項中「2, 700円」を「6, 800円」に改め、同部2分の1面の項中「2, 000円」を「5, 000円」に改め、同部3分の1面の項中「1, 400円」を「3, 500円」に改め、同表サブアリーナの部全面の項中「1, 000円」を「2, 000円」に改め、同部バドミントン1面の項中「400円」を「800円」に改め、同部卓球1面の項中「200円」を「500円」に改め、同表武道場1の部から弓道場の部までの規定中「600円」を「900円」に改め、同表会議室1の部から選手控室2の部までの規定中「100円」を「200円」に改める。

別表第3のうち第5号イの表武道場1の項から弓道場の項までの規定中「100円」を「200円」に改め、同表トレーニングルームの項中「300円」を「500円」に改める。

別表第3のうち第5号ウの表メインアリーナの部照明設備の款及びサブアリーナの部を削り、同表備考中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別表第3のうち第6号イの表プールの項中「520円」を「600円」に改め、同表トレーニングルームの項及びスタジオの項中「420円」を「500円」に改め、同表温浴施設の項中「210円」を「300円」に改める。

別表第3のうち第6号ウの表プール、トレーニングルーム、スタジオ及び温浴施設の部規則で定める供用時間内の項中「6, 290円」を「7, 600円」に改め、同部平日における午前9時から午後5時までの項中「5, 660円」を「6, 840円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項、第4項及び第6項の規定 公布の日

(2) 別表第3のうち第5号アの表の改正規定、同号イの表武道場1の項から弓道場の項までの改正規定及び同号ウの表の改正規定並びに附則第5項の規定 規則で定める日

(有料の公園施設に関する経過措置)

2 この条例（前項第2号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の川越市都市公園条例（同項及び附則第4項において「新条例」という。）別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の川越市都市公園条例第6条第1項に規定する有料の公園施設（川越運動公園総合体育館（附帯設備を含み、トレーニングルームを除く。附則第5項及び第6項において「総合体育館」という。）を除く。以下この項及び次項において「有料の公園施設」という。）の利用に係る使用料及びなぐわし公園温水利用型健康運動施設の利用に係る料金（以下この項及び附則第4項において「利用料金」という。）の額の算定について適用し、施行日前の有料の公園施設の利用に係る使用料及びなぐわし公園温水利用型健康運動施設の利用料金の額の算定については、なお従前の例による。

3 施行日以後における有料の公園施設の利用に関し施行日前に川越市都市公園条例第17条第2項の規定により納付すべき使用料の額は、この条例による改正前の川越市都市公園条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により算出した額とする。

4 新条例第29条第3項の規定による利用料金の承認は、施行日前においても行うことができる。

(川越運動公園総合体育館に関する経過措置)

5 附則第1項第2号に掲げる改正規定による改正後の川越市都市公園条例（次項において「第2号新条例」という。）別表第3の規定は、当該改正規定の施行の日（以下この項及び次項において「第2号施行日」という。）以後の総合体育館の利用に係る使用料の額の算定について適用し、第2号施行日前の総合体育館の利用に係る使用料の額の算定につい

ては、なお従前の例による。

- 6 第2号施行日以後における総合体育館の利用に関し第2号施行日前に川越市都市公園条例第17条第2項の規定により納付すべき使用料の額は、附則第1項第2号に掲げる改正規定による改正前の同条例の規定にかかわらず、第2号新条例の規定の例により算出した額とする。

提 案 理 由

なぐわし公園の指定管理者による管理及び有料の公園施設の使用料の額を見直すため、このように措置する必要がある。

議案第 7 9 号

川越市学童保育室条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市学童保育室条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市学童保育室条例の一部を改正する条例

川越市学童保育室条例（昭和 4 9 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（開室時間）

第 3 条 保育室の開室時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 次号に掲げる日以外の日 小学校の授業の終了後から午後 7 時まで
- (2) 小学校の休業日 午前 7 時 3 0 分から午後 7 時まで

第 4 条第 1 項中「受ける児童」の次に「（以下この項及び次項において「利用児童」という。）」を加え、「、児童」を「、利用児童」に、「8, 0 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の保護者と同一世帯に属する利用児童が 2 人以上いる場合においては、利用児童のうち最年長者（該当する利用児童が 2 人以上の場合にあつては、そのうち 1 人）である児童以外のものの保育料の月額、同項に規定する額の 2 分の 1 の額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の改正規定及び同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に 1 項を加える改正規定並びに次項の規定は、令和 1 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 保育を受ける児童の保護者が納付すべき令和 1 0 年 4 月から令和 1 1 年 3 月までの月分の保育料についての改正後の第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「1 0, 0 0 0 円」とあるのは、「9, 0 0 0 円」とする。

提 案 理 由

開室時間の延長及び保育料の額の改定をするため、このように措置する必要がある。

議案第 8 0 号

川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正
する条例を定めることについて

川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正する条例
を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正する
条例

(川越市公民館設置条例の一部改正)

第 1 条 川越市公民館設置条例（昭和 3 0 年条例第 2 5 号）の一部を次の
ように改正する。

第 1 条第 1 項の表川越市芳野公民館の項中「川越市大字北田島 1 1 9
番地 2」を「川越市大字北田島 1 4 4 番地 1」に改め、同条第 2 項を次の
ように改める。

2 川越市中央公民館の分館として、川越市さわやか活動館を川越市大
字的場 2 6 4 9 番地 1 に設置する。

(川越市公民館使用条例の一部改正)

第 2 条 川越市公民館使用条例（昭和 3 9 年条例第 5 4 号）の一部を次の
ように改正する。

別表第 1 芳野公民館の項を次のように改める。

芳野 公民 館	講座室 1 号	3, 1 5 0	2, 6 5 0	2, 6 5 0	2, 6 5 0
	講座室	1, 6 5 0	1, 3 5 0	1, 3 5 0	1, 3 5 0

	2 号				
	講座室	1, 4 0 0	1, 1 5 0	1, 1 5 0	1, 1 5 0
	3 号				
	講座室	1, 5 0 0	1, 2 5 0	1, 2 5 0	1, 2 5 0
	4 号				

別表第 2 中央公民館分室の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中川越市公民館設置条例第 1 条第 1 項の表川越市芳野公民館の項の改正規定及び第 2 条中川越市公民館使用条例別表第 1 芳野公民館の項の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日までに一部施行日以後の川越市芳野公民館の使用に係る川越市公民館使用条例第 2 条の許可を受けたものが当該使用に係る使用料を納付する場合においては、第 2 条の規定（同項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）による改正前の同条例の規定にかかわらず、当該使用に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の川越市公民館使用条例の規定の例により算出した額とする。

提 案 理 由

川越市芳野公民館の移転及び川越市中央公民館分室の廃止をするため、このように措置する必要がある。

議案第 8 1 号

川越市みよしの支援センター改築等工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 川越市みよしの支援センター改築等工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 2 4 5 , 3 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 川越市六軒町一丁目 3 番地 1 0
岩堀建設工業株式会社
代表取締役 岩 堀 和 久 |
| 5 | 工 期 | 本契約締結の日から令和 9 年 8 月 3 1 日まで |

提 案 理 由

川越市みよしの支援センター改築等工事入札の結果、このように措置する必要がある。

工 事 概 要

- 1 工 事 名 川越市みよしの支援センター改築等工事
- 2 工 事 場 所 川越市宮下町一丁目 1 9 番地 1 3
- 3 工 事 内 容 (1) 建築工事一式
 - ア 本館改修工事
 - (ア) 床 面 積 5 7 1 . 1 3 m²
 - (イ) 改修施設 作業室、食堂、調理室、静養室等
 - イ 別館改修工事
 - (ア) 床 面 積 2 2 2 . 4 9 m²
 - (イ) 改修施設 作業室、倉庫等
 - ウ 新館新築工事
 - (ア) 床 面 積 2 1 1 . 6 1 m²
 - (イ) 構 造
 - 鉄骨造平屋建
 - 主 体 軽量鉄骨造
 - 基 礎 杭基礎
 - 床・壁・屋根 鉄筋コンクリート造・窯業系サイディング・金属板横葺
 - (ウ) 建物仕上
 - 外 壁 窯業系サイディング
 - 屋 根 金属板横葺
 - エ 倉庫新築工事
 - (ア) 床 面 積 1 4 . 7 3 m²

(イ) 構 造

鉄骨造平屋建

主 体 鉄骨造

基 礎 杭基礎

床・壁・屋根 鉄筋コンクリート造・窯業
系サイディング・折板屋根

(ウ) 建物仕上

外 壁 窯業系サイディング

屋 根 折板屋根

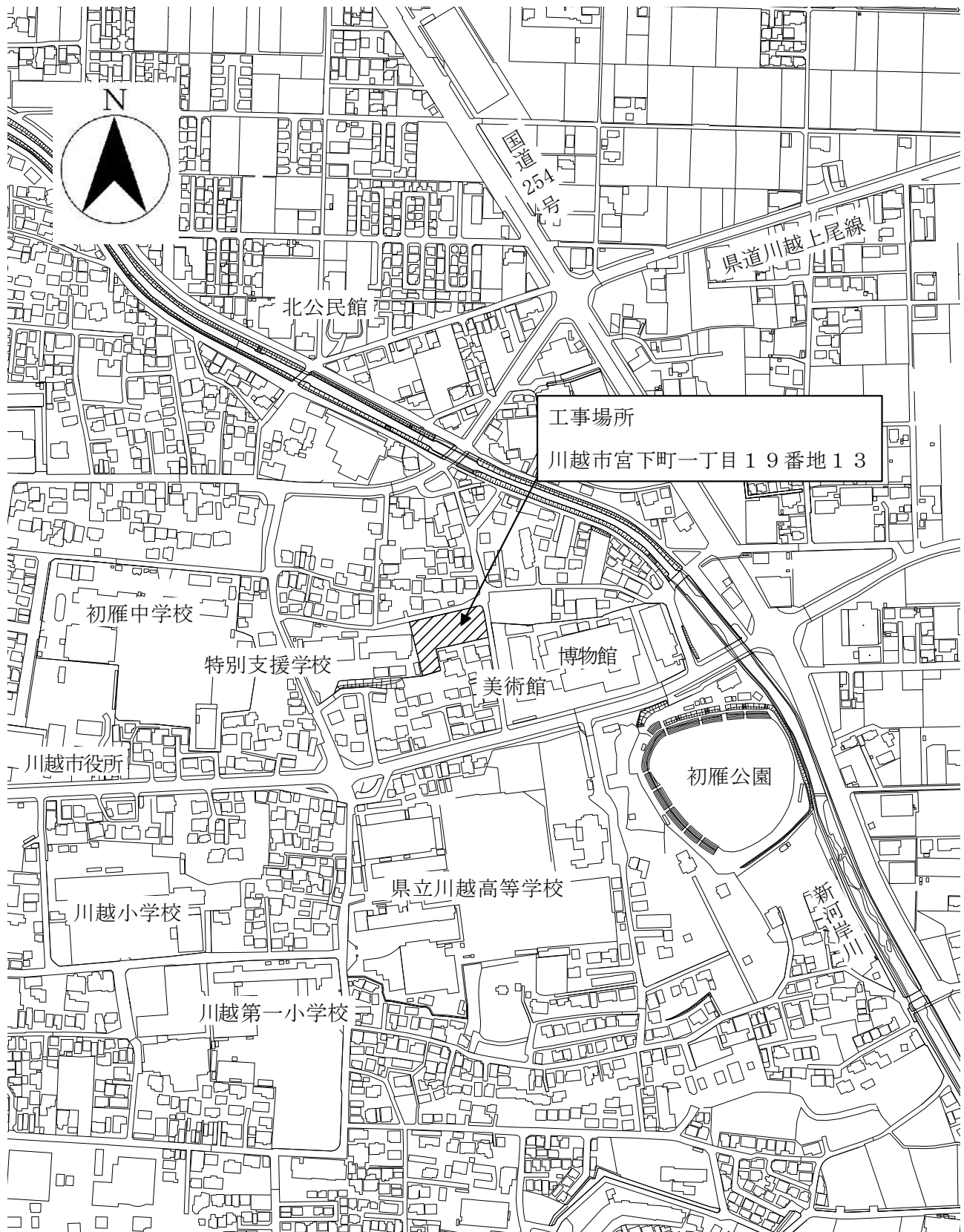
(2) 外構工事一式

4 附 帯 設 備 (1) 電気設備工事一式（別途工事）

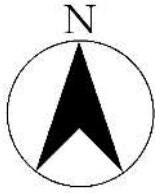
(2) 機械設備工事一式（別途工事）

5 工 期 本契約締結の日から令和9年8月31日まで

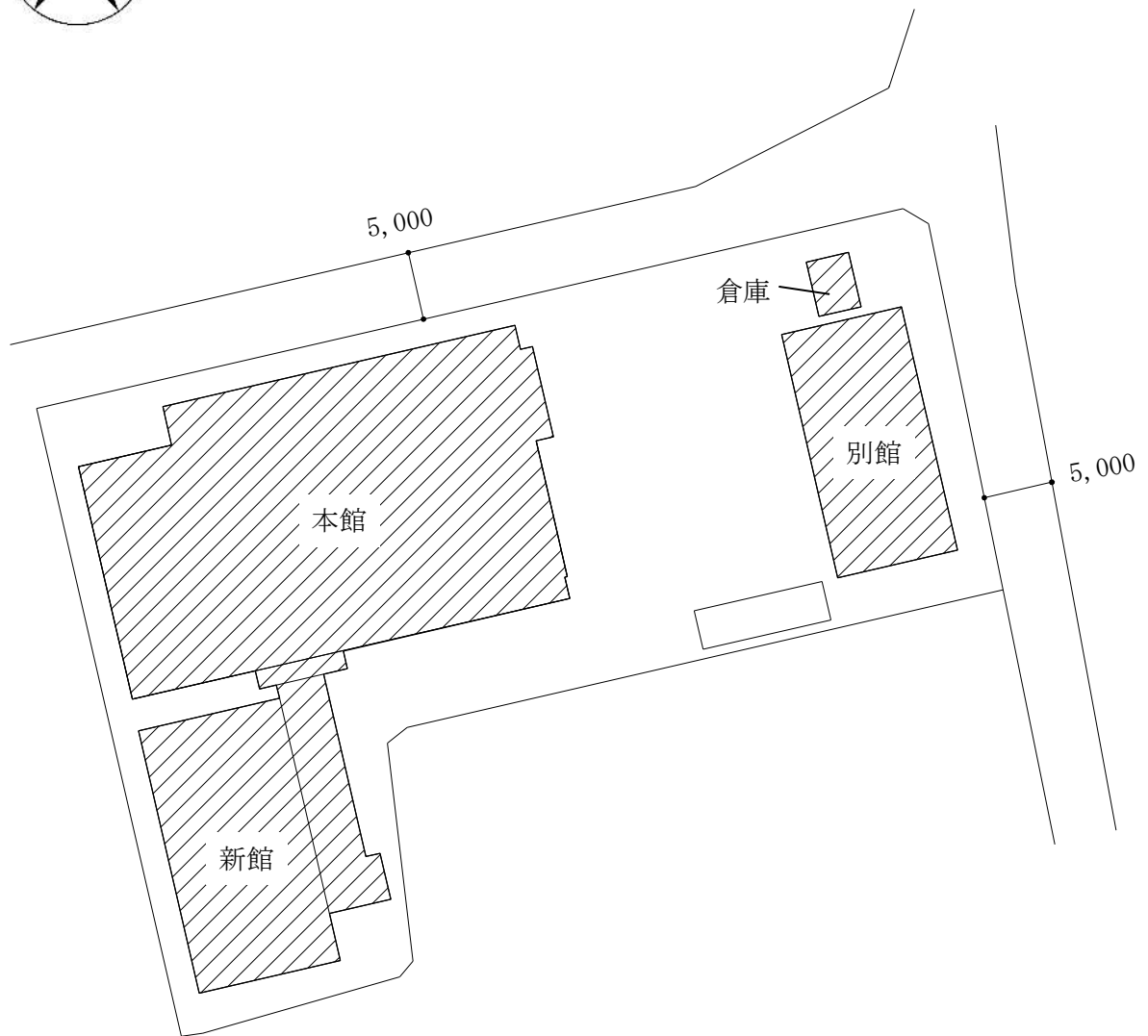
案 内 図



配置図



S = 1 : 500



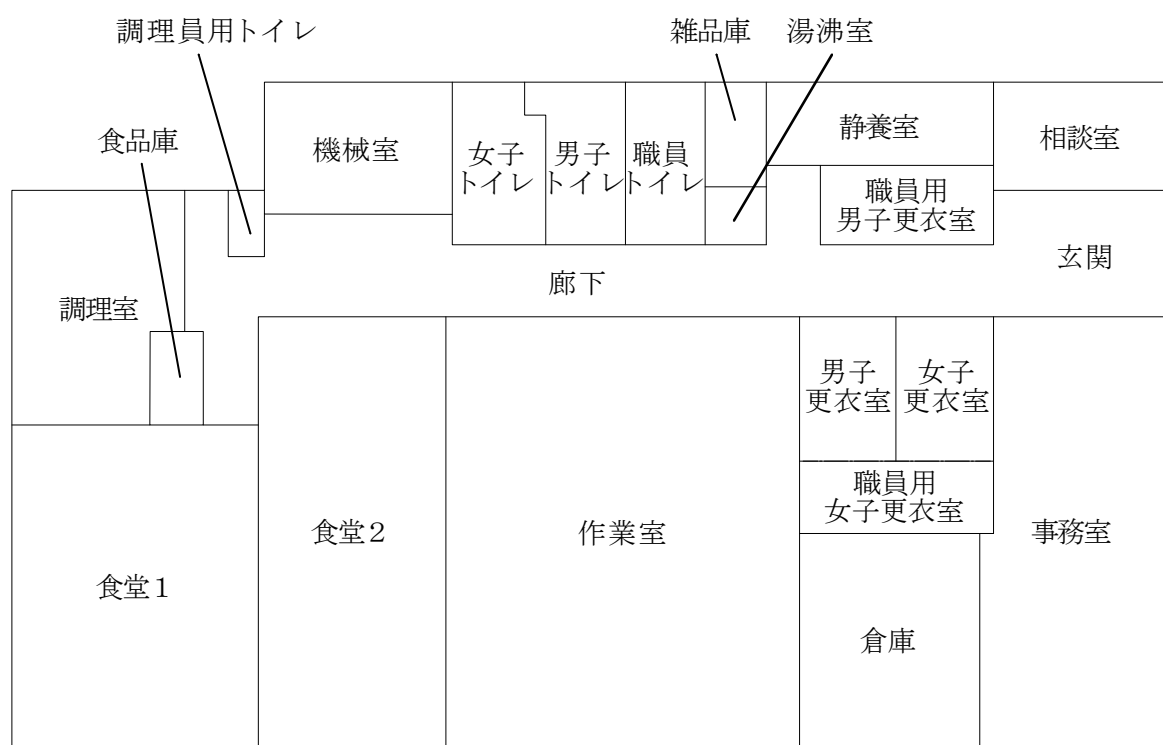
凡 例



本工事建物

平 面 図

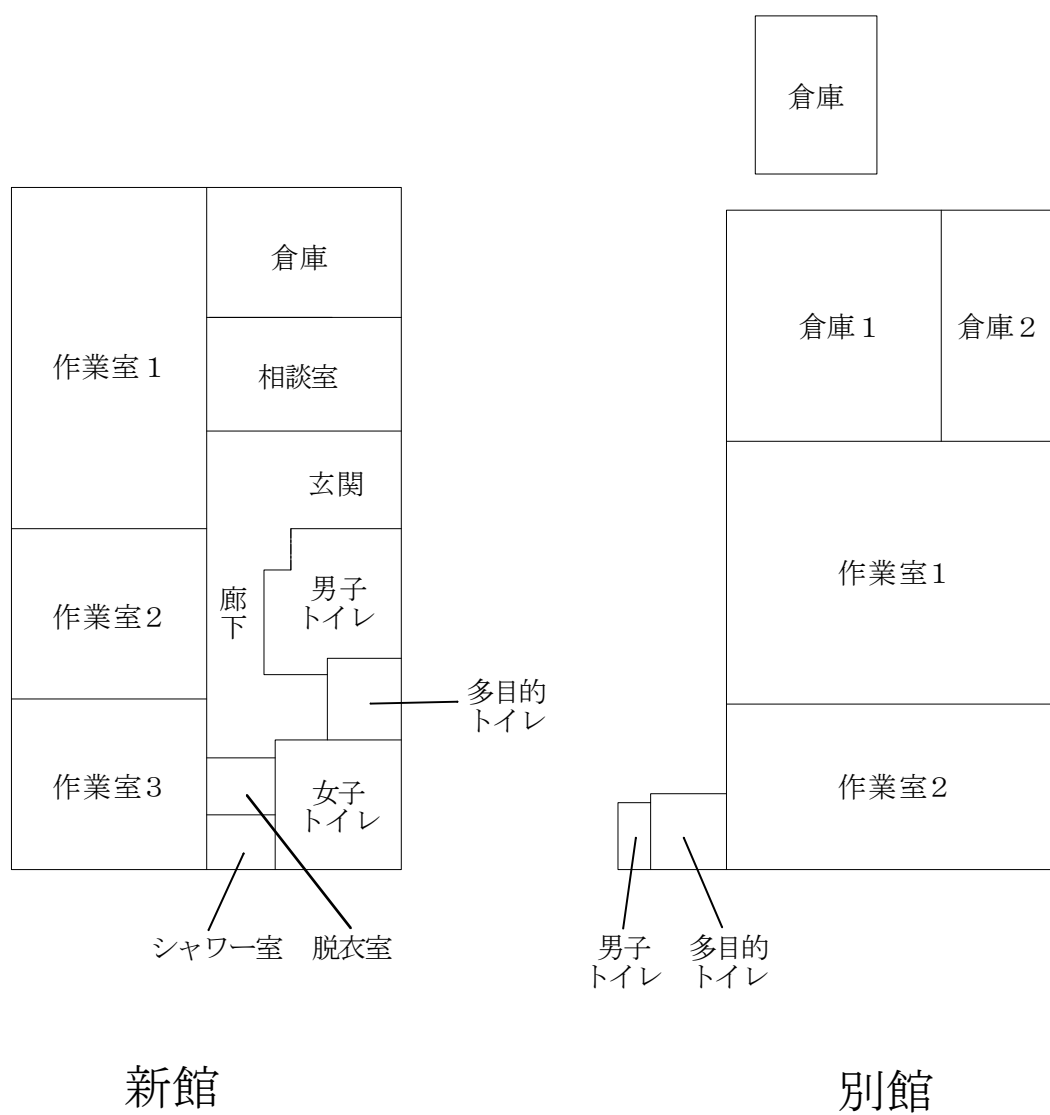
S = 1 : 2 0 0



本館

平 面 図

S = 1 : 2 0 0



入 札 結 果 表

- 1 工 事 名 川越市みよしの支援センター改築等工事
- 2 工 事 場 所 川越市宮下町一丁目19番地13
- 3 落札者決定日 令和8年8月4日
- 4 工 期 本契約締結の日から令和9年8月31日まで

No.	業 者 名	入札額 (単位円)			
		第1回目	第2回目	第3回目	摘 要
1	東洋建設株式会社	辞 退			
2	初雁興業株式会社	辞 退			
3	三光建設株式会社	辞 退			
4	岩堀建設工業株式会社	223,000,000			落 札
付 記	契約の金額 245,300,000円 (消費税及び地方消費税を含む。) 1業者による一般競争入札の結果落札				

参考 設 計 金 額 246,620,000円 予 定 価 格 246,620,000円 最 低 制 限 価 格 226,890,400円	}	消費税及び地方消費税を含む。
---	---	----------------

議案第 8 2 号

ディーゼルエンジン塵芥車の取得について

次のとおりディーゼルエンジン塵芥車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

- | | | | |
|---|--------|--|-----|
| 1 | 取得する財産 | ディーゼルエンジン塵芥車 | 3 台 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 | |
| 3 | 取得の金額 | 32,670,000 円 | |
| 4 | 契約の相手方 | 川越市南台一丁目 4 番地 3
関東いすゞ自動車株式会社川越支店
支店長 中 野 広 伸 | |

提 案 理 由

ディーゼルエンジン塵芥車を取得するため、このように措置する必要がある。

入 札 結 果 表

- 1 件 名 ディーゼルエンジン塵芥車 3 台の購入
- 2 納 入 場 所 環境部収集管理課
- 3 入 札 日 時 令和 8 年 6 月 1 9 日 午後 1 時 3 0 分
- 4 入 札 場 所 川越市役所 3 A 会議室
- 5 納 入 期 限 令和 1 0 年 1 月 3 1 日

No.	業 者 名	入札額（単位円）			
		第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	摘 要
1	関東いすゞ自動車株式会社 川越支店	29,700,000			落 札
2	極東開発工業株式会社埼玉 営業所	30,600,000			
3	新明和工業株式会社特装車 事業部営業本部関東支店	辞 退			
4	三菱ふそうトラック・バス 株式会社	辞 退			
付 記	契約の金額 32,670,000円（消費税及び地方消費税を含む。） 2業者による一般競争入札の結果落札				

議案第 8 3 号

川越市道路線の認定について

川越市道路線を次のとおり認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

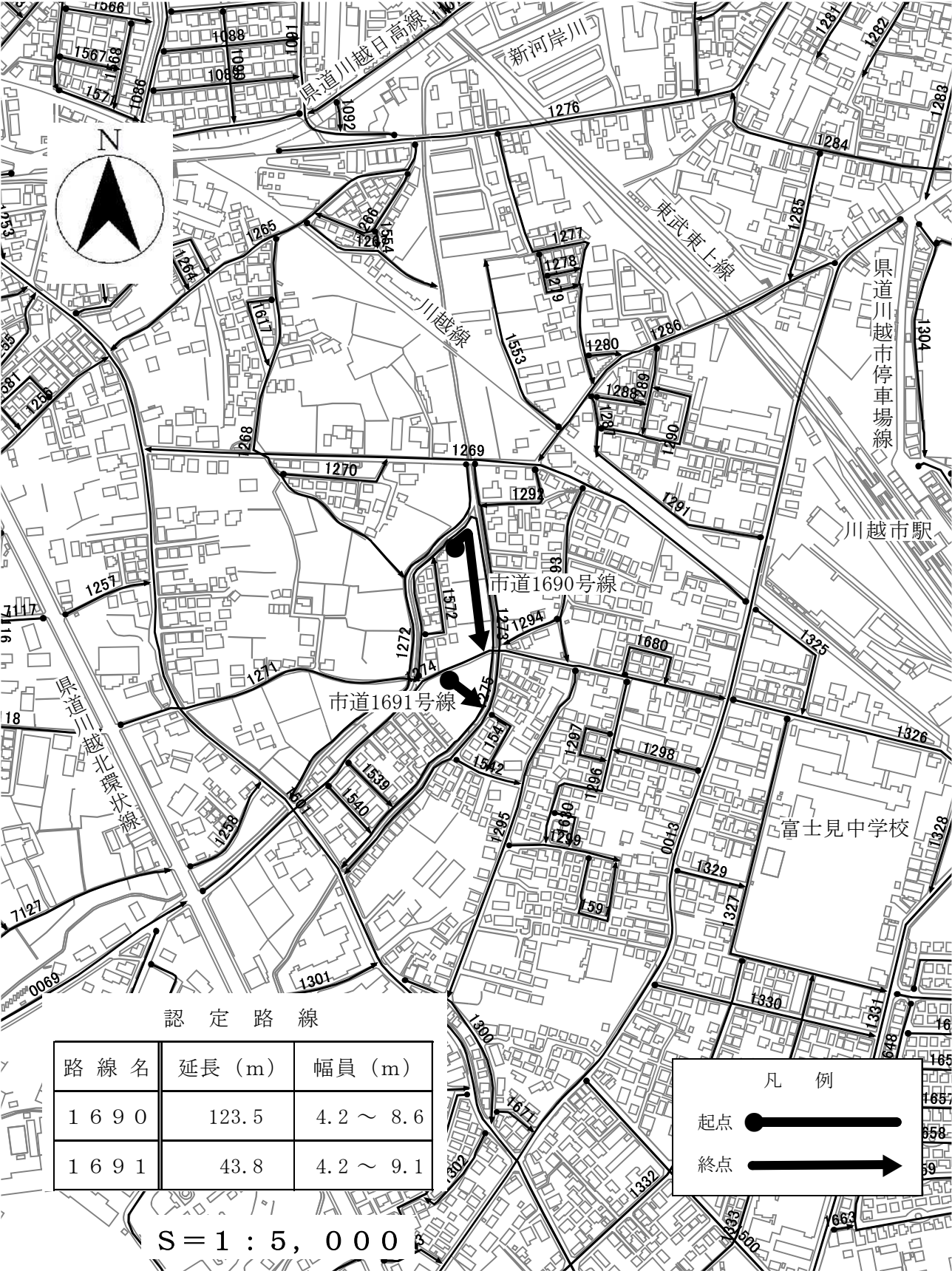
川越市長 森 田 初 恵

路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
市道 1 6 9 0 号線	上野田町 1 2 番 7 3 地先	上野田町 1 2 番 8 1 地先	
市道 1 6 9 1 号線	上野田町 1 6 番 1 1 3 地先	上野田町 1 6 番 1 1 8 地先	
市道 2 6 2 6 号線	大字下小坂字大道ハ タ 5 8 2 番 4 地先	大字下小坂字大道ハ タ 5 8 3 番 1 地先	
市道 2 6 2 7 号線	大字山田字西町 6 2 9 番 1 6 地先	大字山田字西町 6 2 9 番 7 地先	
市道 6 9 9 3 号線	中台二丁目 9 番 4 9 地先	中台二丁目 9 番 3 4 地先	
市道 7 5 5 8 号線	藤倉二丁目 1 3 番 4 2 地先	藤倉二丁目 1 3 番 3 3 地先	

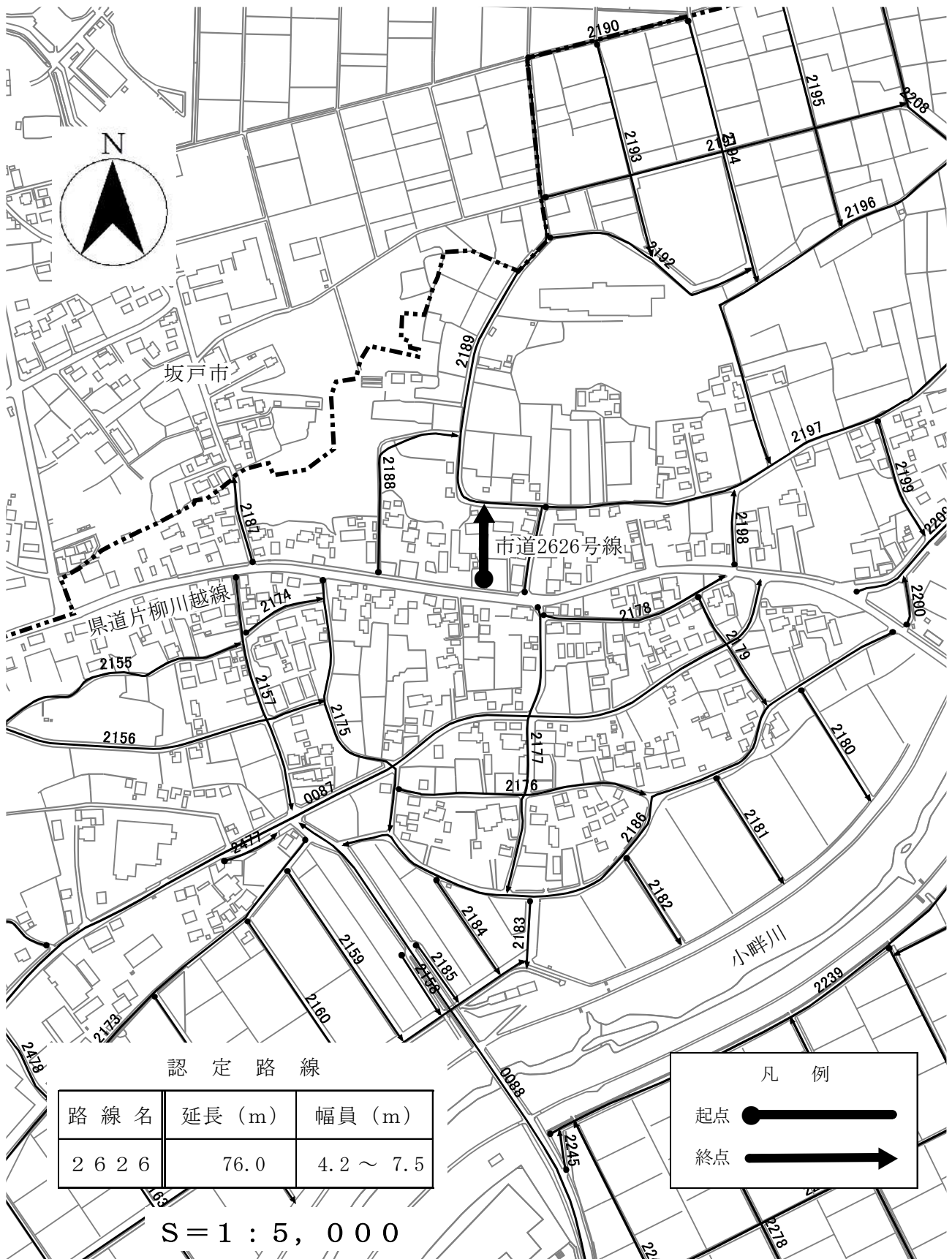
提 案 理 由

開発行為に伴い、このように措置する必要がある。

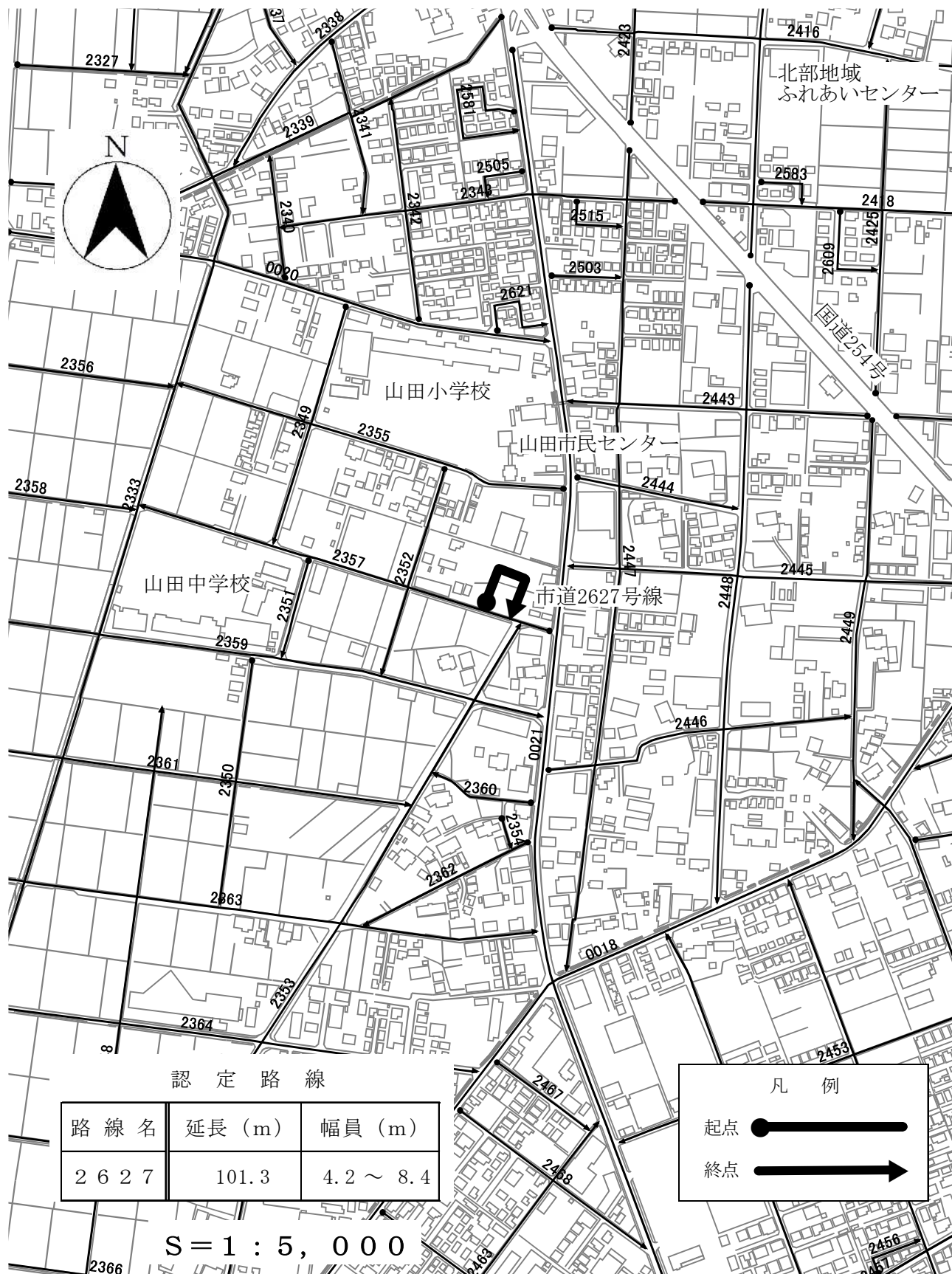
路 線 図



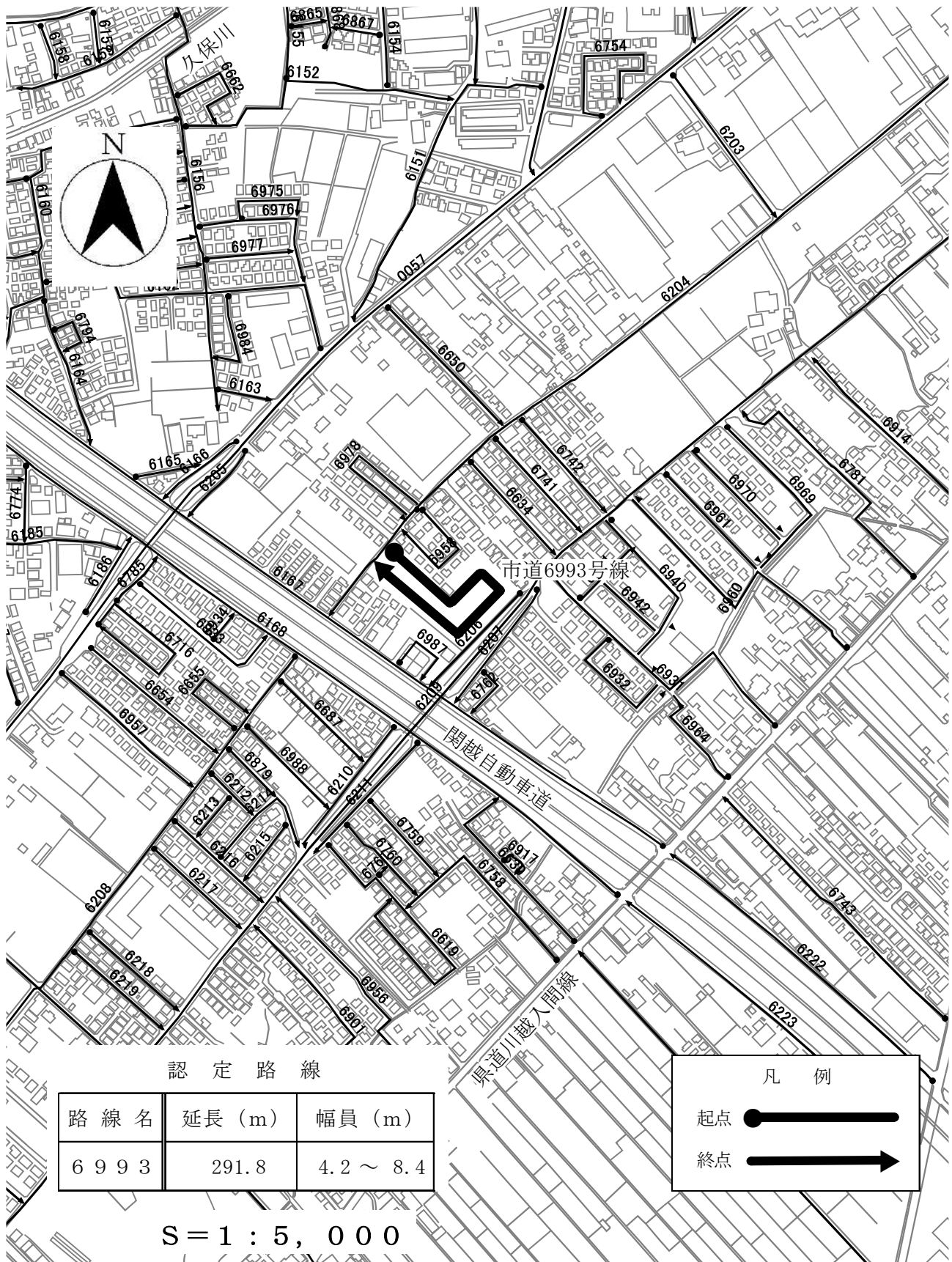
路線図



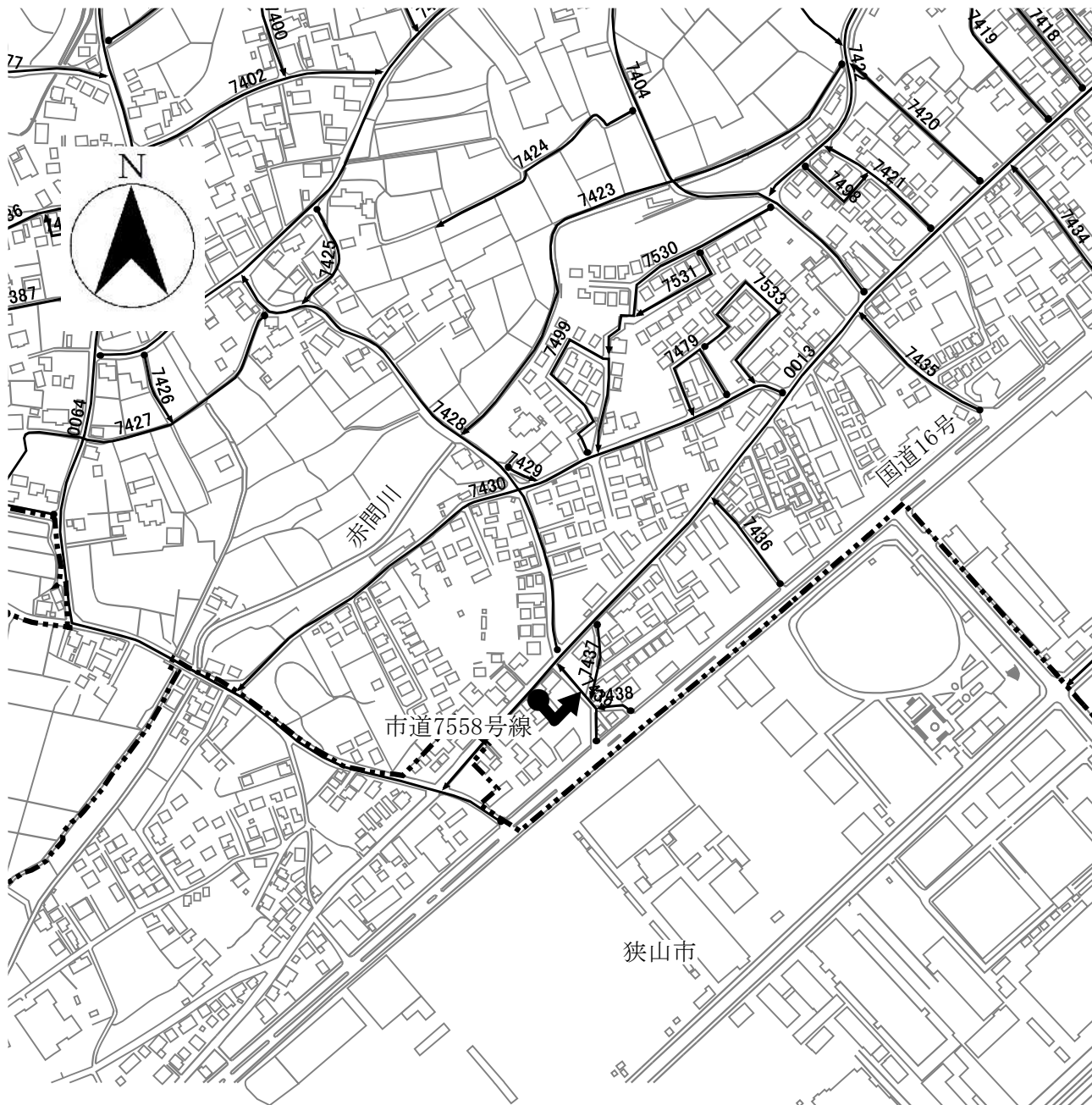
路線図



路線図



路線図



認 定 路 線

路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)
7 5 5 8	58.3	4.5 ~ 8.8

S = 1 : 5, 0 0 0

凡 例

起点 ●————→
終点 —————→